

## 韓国の年金問題 -- 急速な少子高齢化と制度改編の 必要性（分析レポート）

著者	奥田 聡
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	125
ページ	28-34
発行年	2006-02
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://doi.org/10.20561/00047467">http://doi.org/10.20561/00047467</a>

# 韓国国民年金の沿革

## 急速な少子高齢化と制度改編の必要性

奥田 聡

表 1 韓国国民年金の沿革

1986年12月	国民年金法制定
1987年9月	国民年金管理公団設立
1988年1月	制度施行開始（10人以上の事業所）
1992年1月	適用拡大（5～9人の事業所）
1993年1月	年金保険料引き上げ（3→6%へ）
1995年7月	適用拡大（農漁村地域住民）
1998年12月	国民年金法改正 ①財政安定化（国民年金給付水準引き下げ：70→60%、年金受給開始年齢上方修正：60→65歳、保険料引上：6→9%、財政計算制度の導入など） ②給付制度改善（高齢年金受給要件緩和：最短加入期間を15→10年に短縮、分割年金導入）
1999年4月	適用拡大（都市地域住民、国民皆年金達成）
1999年11月	基金運用組織の自律性と専門性を確保するため既存の基金運用室を基金運用本部に改組
2003年7月	5人未満事業所勤労者を地域加入者から事業場加入者に段階的に転換（2006年までに全面適用）

（出所）参考文献③、⑧を参考に筆者作成。

最近の韓国経済を巡る報道には、サムスン電子の躍進や株価の堅調など華々しいものが目立つ。しかし、一方では経済成熟化に伴う経済成長率鈍化の傾向や、労働の非正規化、社会保障制度の不備などの問題も存在する。韓国が直面する経済・社会的諸問題には日本と共通するものも多いが、本稿では社会的かつ経済的影響を有する年金問題を取り上げたい。以下では韓国国民年金制度を概観した後で、それを巡る問題について考察してみる。

### ●国民皆年金達成は一九九九年

現在韓国民の大多数をカバーする年金制度である国民年金が施行されたのは一九八八年のことであった（表1）。それまでは公的年金制度としては特殊職域年金と呼ばれる公務員、軍人、私学年金が存在するだけであった。一九八八年当時、国民年金は一〇人以上の事業所だけが対象であったが、その後対象を順次拡大して経済危機後の一九九九年にはついに国民皆年金を達成した。日本が国民皆年金を達成したのが一九六一年であったのと対比するとかなり若い制度であるといつてよからう。

### ●「修正積立方式」——現状では収入保険料の大部分を積立

日本のように成熟した年金制度は、現役世代の加入者が支払った保険料が高齢の受給者への給付に回されて世代間移転が発生する「賦課方式」によって運営される場合が多いが、韓国国民年金の場合は、制度発足後日が浅いために給付額がそれほど多くはなく、現在のところ収入の相当部分が積み立てられる積立方式となっている（表2）。二〇〇四年の収入総額二四兆ウォンに対して、運用に回ったのはその八六%に当たる二〇兆七〇〇億ウォンであった。二〇〇五年四月現在、韓国国民年金の運用残高は一四〇兆五〇〇億ウォン（前年GDP対比一八・〇%）に達する。

ただ、当局の説明では韓国国民年金の運営方式は「修正積立方式」である。これは、制度発足当初の加入者への優遇措置（老齢年金受給要件を緩和した「特例老齢年金」や制度発足当初の安い掛け金〔制度発足当初は報酬月額額の三%および六%、現在は九%〕に伴う世代間移転がすでに発生しているためである。

表4 加入種別・性別加入者現況 (2005年4月現在、単位：千人)

	計	事業場加入者	地域加入者	任意加入者	任意継続加入者
計	16,903	7,720	9,117	24	42
男性	11,023	5,185	5,815	6	18
女性	5,880	2,535	3,303	19	25

(出所) 表2に同じ。

表5 地域加入者総括現況 (2005年4月現在、単位：千人)

	計	都市	農漁村
計	9,117	7,158	1,960
所得申告	4,490	3,361	1,128
納付例外	4,628	3,797	831

(出所) 表2に同じ。

表2 国民年金基金管理現況 (2005年4月現在、単位：兆ウォン)

区分	1999.12	2000.12	2001.12	2002.12	2003.12	2004.12	2005.04
収入	13.5	15.3	16.7	19.2	22.0	24.0	8.5
支出	4.0	1.7	1.7	2.0	2.5	3.2	1.2
運用純増	9.5	13.6	15.0	17.1	19.5	20.7	7.2
運用残高	47.2	60.9	75.9	93.1	112.6	133.3	140.5

(出所) 参考文献④。

(注) 当月末基準の累計実績で、増減率は前年末基準。現金主義で作成。

表3 韓国国民年金基礎年金額給付算式

$$\begin{aligned} & \text{加入20年以上: } BP=1.8 (A+B) (1+0.05 (n-20)) \\ & \text{加入20年未満: } BP=1.8 (A+B) (0.475+0.05 (n-10)) \end{aligned}$$

(出所) 参考文献⑥などを筆者が整理。

(注) この算式は1999年の制度改革以後の加入期間に係るもので、実務上それ以前の期間に係る分について別式を用いる。BP:年金額、A:受給開始前3年間に於ける加入者平均の標準所得月額、B:個別加入者の加入期間全体にわたる平均標準所得月額の現在価値、n:加入年数。

●強い再分配機能 完全老齢年金は二〇〇八年から

韓国国民年金の算式は表3のとおりである。実際にはさまざまな支給種類が存在するが、この算式で算出された年金額がそれら支給額計算の基礎になっている。これをみると、年金額の計算には、①全体加入者の直近三年の平均所得月額(A)、②個別加入者の加入全期間にわたる平均所得月額の現在価値(B)、③加入期間(n)、の三つの要素が用いられていることが分かる。同算式から分かるように、年金額は加入者全体の平均所得月額Aに係る「均等部分」と個別加入者の平均所得月額Bに係る「所得比例部分」の二つに分割できる。一般に均等部分が大

きいほど所得再分配機能が強いが、韓国国民年金は所得再分配機能はかなり強いと思われる。AとBという標準的なケースでの均等部分のウェイトは五〇%だが、これは日本の三四%（厚生年金特別支給分）より高い。また、標準的所得の加入者が四〇年加入した場合の年金額は七・二Bで、所得代替率（年金受給額の現役時代所得に対する比）は六〇%となる。各種給付のうち、現在支給額の多いのは制度発足時に比較的高齢であった加入者救済のための経過措置である特例老齢年金（加入要件Ⅱ加入五年以上）である。制度成熟時の支給の柱と想定されている完全老齢年金（加入二〇年以上）は、支給要件を満たす加入者がまだ存在しないので、支給実績がない。

●「**専業主婦は適用除外**」韓国独特の「**納付例外者**」  
約一六九〇万人に上る韓国国民年金加入者は事業

場加入者と地域加入者に大別できる(表4)。これらのうち、事業場加入者とは、会社や工場等に勤務する労働者であり、日本の厚生年金の対象者とはほぼ重なる。地域加入者は都市自営業者や農漁家で、日本では国民年金の第一号被保険者にかなり近い。日本と大きく異なるのは専業主婦に対する扱いである。日本では専業主婦が国民年金の第二号被保険者とされて年金受給権が確立されているが、韓国では適用除外とされている。専業主婦が年金制度の恩恵を十分に受けていない現状は日本の一九八六年の制度大改正以前の状態とよく似ている。

●**韓国国民年金制度が抱える問題点**  
韓国の国民年金制度が抱える問題は、経済成長率や出生率などの環境変化に根ざすものと、年金制度自体の要因に根ざすもの、の二つに大別されよう。このうち、前者の多くは日本にも共通するものといえる。

韓国国民年金加入者の半数以上を占める地域加入者の存在は、年金制度を巡るさまざまな問題を派生させている。問題の詳細については後に述べることにして、まず挙げられる特徴が納付例外者である。地域加入者総数九一一人のうち、納付例外者は都市を中心に半数以上の約四六三万人である(表5)。納付例外者とは保険料を納付しないもの加入者としての地位は保っている人たちを指し、兵役、学業、失業、事業中断、失踪などが一般的な事由となっている。日本の場合は失業などでは保険料が免除（支給要件期間に合算し、三分の一の国庫負担分が将来の年金額に反映される）され、学業などでも合算対象期間（いわゆるカラ期間）として認定されるが、韓国の場合納付例外者であった期間は保険料を追納しない限り加入期間に算入されない。また、もう一つには地域加入者の保険料は日本のように定額ではなく、所得に比例していることである。地域加入者は所得申告をする義務があるが、現制度では所得の正確な把握が困難とされている自営業者らにもその義務を課している。

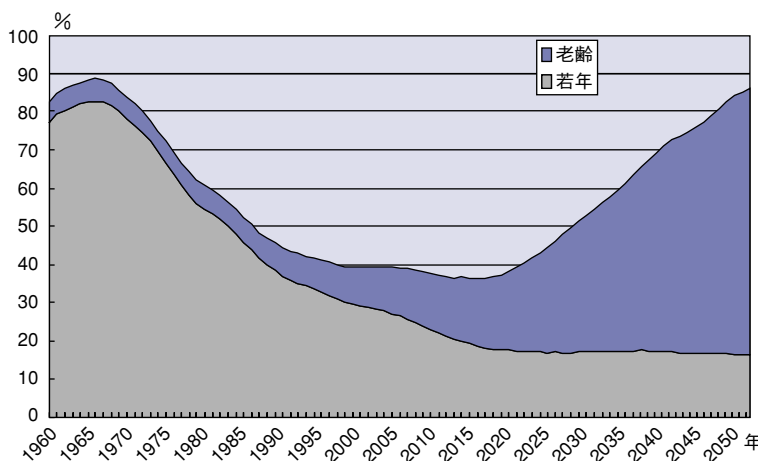
表6 潜在成長率 (推計、年率、%)

2003～2010	5.23
2010～2020	4.94
2020～2030	3.62
2030～2040	2.27
2040～2050	1.39

(出所) 参考文献④。  
 (注) 主要仮定：TFP (総要素生産性) の年平均成長率は2%、合計特殊出生率は2003年水準の1.19人。

① 少子高齢化  
 現在、韓国経済も日本同様に経済成熟化に伴う問題に直面しているが、中でも国民年金に大きな影響を与えるのは少子高齢化だろう。韓国では教育費の高さなどから二〇〇四年の合計特殊出生率が日本の一・二九人を下回る一・一六人にまで下がっ

る」と推計した。これとともに年金制度存続に不安を持つ向きが増え始め、二〇〇四年の反国民年金キャンペーン(「国民年金八大秘密」などの怪文書や保険料不払い運動など)の原因となった。年金経理に大きな影響を与える変数としては少子高齢化と潜在成長率の低下があり、不確実性に直面した消費者の行動を通じた影響も考えられる。



(出所) 韓国統計庁統計検索システム (KOSIS) 1960-2050年推計人口 (2005年1月修正推計)。

〈環境変化による財政悪化要因〉  
 全国的な年金制度整備が遅れたとの認識の下、制度定着のために韓国国民年金は低負担・高給付構造でスタートした。こうした構造が将来的には維持不能たとの認識は一九九〇年代後半からすでにあつた。先進諸国が年金をはじめとする社会保障の拡大によって軒並み国家財政が悪化したという悪しき前例も認識されていた。一九九八年には年金財政建て直しのために保険料引上げ・給付削減、支給年齢引き上げを骨子とする第一次年金改革が実行された。しかしその後の想定外の少子高齢化進行で年金財政悪化が再び懸念され始め、年金財政建て直しの必要性が改めて議論されるようになった。政府や与党ウリ党は過去二年來年金財政の建て直しを強調する中で年金保険料引き上げや給付削減などを推進しようとしている。二〇〇二年一月には『国民年金財政推計模型』(韓国保健社会研究所)が「二〇四六年に国民年金の基金が消耗す

た。また、二〇〇二年の韓国人の平均寿命は男性が七三・四歳、女性が八〇・四歳で、日本の七八・六歳、八五・六歳(二〇〇四年)に近づいている。韓国の場合、こうした人口学的な変化の速度が極めて速い。例えば、高齢社会(高齢人口比一四%)から超高齢社会(同二〇%)への移行にわずか七年しかかからないという(参考文献⑦)。

図1は韓国統計庁が二〇〇五年一月に修正推計した若年・老齢扶養比のこれまでの推移と展望を示している。若年を〇〜一四歳、老齢を六五歳以上、生産年齢を一五〜六四歳とすると、若年扶養比は若年人口/生産年齢人口、老齢扶養比は老齢人口/生産年齢人口と定義される。現在は出生率低下で若年扶養比が下がり、老齢扶養比もそれほどの上昇を見せていない。一九六〇年代に多く生まれた世代が生産年齢人口として活躍しており、若年・老齢の従属人口を多数の生産年齢人口で養っている状態にある。少子高齢化が叫ばれながらも現状では韓国経済が活力ある「若い」状態に見えるのはそのせいである。

しかし、二〇二〇年代に一九六〇年代生まれが大挙高齢人口化すると老齢扶養比が急増し、二〇五〇年には若年+老齢扶養比は九〇%に肉薄すると予測されている。このような少子高齢化は年金財政の上では保険料負担者の減少と給付対象者の急増、すなわち年金財政の悪化を意味する。

② 潜在成長率の通減

少子高齢化の次に懸念されるのが潜在成長率の通減である。韓国の一人当たりGDPは一万四〇〇〇〇ドル余り(二〇〇四年)に達しており、先進諸国の経験に照らせば今後の経済成長率は後発者利益の消尽などによる通減が避けられない見通しである。参考文献⑤は、総要素生産性(技術進歩の代理変数)の年間成長率を二%、出生率を一・一九人と仮定した場合、二〇一〇年代までは潜在成長率は5%内外で推移するが、二〇二〇年代以後は大きく鈍化すると予測した(表6)。

成長鈍化は二つの側面から年金財政を悪化させると見られる。一つは所得の伸びの鈍化で保険料収入が伸び悩むことである。もう一つは経済成長の鈍化が要素収益率、とりわけ資本収益率低下をもたらし、基金運用利回りを低下させることである。

### ③消費者行動を通じた成長鈍化の可能性

予期せぬ変化に直面した消費者が消費を減らすことで成長率が低下し、ひいては年金財政が悪影響を受けることも想定される。ある出来事が家計が将来恒常的に得られる所得（恒常所得）にダメージを与えると感知された場合にはその家計は消費を減らす可能性がある（恒常所得仮説）。その「ある出来事」としては、年金を含む社会保険料の引き上げや増税、公的年金受給額の減少、失業可能性の増大、資産運用利回りの低下などが考えられる。ことに、加入者らに不利な年金改革は消費者行動を通じてその財政悪化の悪循環をもたらしかねないことに留意が必要だろう。参考文献①は、日本の二〇〇四年年金改革が標準的家計の将来所得を約五八八万円減少させたとの推計を行った。また、不確実性の増大が予備的動機による貯蓄増大をもたらすことを通じて消費が減ることも考えられる。上述の要因はすべて不確実性を随伴するし、「老後不安」、例えば寿命の不確実性、家族援助減少の可能性なども予備的動機を高めよう。年金制度改革が消費水準の切り下げをもたらしかねないことは前述のとおりだが、その改革の強度や時期に不確定要素が多いと消費へのダメージは増幅される可能性が高い。

韓国でもこのような消費抑制で年金財政が悪化する可能性は否定できない。最近の赤字財政容認の動きは増税の予想を呼びかねないし、年金保険料引き上げと給付引き下げは政府が提出した国民年金法改正案に盛り込まれたが、成立は不透明であるし、将来の改革の行方も定かでない。長期金利も経済危機後は低落傾向にある。雇用においても企業が労務費削減のための非正規化を推進していて、総じて不安定性を高めている。また、

老後不安と関連する消費抑制は現実化しつつある。二〇〇五年三月三十一日に開催された国民経済諮問会議で韓国銀行が「五〇歳の老後不安のため消費が減り、消費沈滞を呼んでいる」との分析を報告している（『韓国日報』二〇〇五年四月一日）。

### 〈年金制度に内在する要因〉

①「死角地帯」—年金の恩恵から漏れた人々  
公的年金が提供する基本的便益は労働能力の低下した老後における給付であるが、上述の納付例外者のように年金制度の便益を将来受けられない可能性が高い人が大量に存在するのが残念ながら韓国の現実である。このような人々を放置しておくのは社会政策上大きな問題といわざるを得ない。この点については社会福祉政策としての公的年金を重視する論者から常に批判が提起されてきた。野党ハンナラ党の年金改革に関する主張はこれに近い。また、成人女性の相当部分を占める専業主婦に対しても韓国の年金制度は冷淡であるといえる。勤務経歴一〇年未満の女性が退職すると老齢年金受給権が発生しない。納付した年金保険料を取り戻すには六〇歳まで待つて返還一時金を受け取るか、家庭に入った後も任意加入して年金保険料を払い続け、六〇歳以後の受給資格を得る、もしくはそれ以前に移民（または死亡）に伴う返還一時金を得るぐらいしか方法がない。

### ②公平性の問題

現行制度には世代間、年金制度間、地域加入者・事業場加入者間の公平性問題が存在する。現在の国民年金は保険料九%で所得代替率が六〇%（四〇年加入）という「お得」な負担・給付構造を持つ。ただ、少子高齢化の進行や成長率減速などの要因を考慮すると、その持続可能性は疑問というのが年金問題専門家の間では共通した認識である。こうした負担・給付構造を放置すると年金財政の悪化のみならず、次世代に負担を負わす結果となる。日本では一九九〇年代以後、少子高齢化と不況の

表7 韓国国民年金加入者種類別平均所得 (月額、単位:ウォン)

	事業場加入者	地域加入者
2005年9月	1,881,992	1,065,272

(出所) 韓国国民年金管理公団ホームページ ([http://www.nps4u.or.kr/data/index\\_02.html](http://www.nps4u.or.kr/data/index_02.html))。

(注) 国民年金管理公団が毎月発表している「所得等級別加入者現況」にある各所得等級別人員と各階級標準所得額を用いて筆者が計算。

ために公的年金制度の持続可能性が疑問視されて二〇〇四年改革につながったが、一方で負担増を嫌った年金離れも進んだ(二〇〇四年の日本の国民年金の納付率は六三・八%)。同様の動きは韓国でも見られた(同年の韓国国民年金地域加入者の納付率は月額ベースで六〇・〇%〔二〇〇四年国民年金統計〕まで落ちてきている)。

年金制度間の公平性とは、公務員、軍人、私学の特殊職域年金と国民年金との間でのものである。特殊職域年金の負担・給付構造は高負担・高給付型で、国民年金と一概に比較できない。しかし、これら三年金中、軍人および公務員年金は基金が尽きたと見られているし、私学年金も二〇二五年までに基金が尽きると見られている(参考文献⑦)。基金の枯渇した二年金で不足する資金は韓国政府が補填している。二〇〇五年一月一日の『韓国日報』社説によれば、公務員年金と軍人年金には二〇〇五年度に一兆五〇〇〇億ウォンの国費が投じられるという。

また、国民年金への救済統合の場合には、高水準な職域年金の給付水準を引き下げられるのか、またそれができない場合にどのような合理的説明を年金運用者が行うのかが焦点となる。地域加入者・事業場加入者間の公平性についてはその背後に根の深い問題が横たわっている。上述のように韓国国民年金の給付額算定に際しては、「加入者全体の平均標準所得」を反映する均等部分を通じた所得再配分が行われるが、このような仕組みの下では所得額を低く申告した者が相対的に有利となる。ここで、二〇〇五年九月現在の平均所得月額を見ると、地域加入者の一〇六万五〇〇〇ウォン余りに対して事業場加入者はそれより約七七%高い一八八万二〇〇〇ウォンであった(表7)。所得水準が高い事業場加入者は自己の支払った保険料が均等部分の支払いを通じて地域加入者に流れているとの不満を募らせている。

このような加入者間の公平性の問題が発生する背景には、属性の異なる加入者群を同一の枠組みに押し込めていることがあ

る。事業場加入者は収入が安定し、異時点間の金銭感覚においても比較的長期的視野に立って所得比例的な年金の意義も認めるのに対して、自営業者を中心とする地域加入者は収入が不安定で金銭感覚もやや近視眼的で、年金に關しても貯蓄的な所得比例よりも所得保障を重視する傾向がある。現行の給付算式は両者の要望を最大公約数的に取り入れたものといえようが、実際にはどちらをも満足させていないというのが現状であろう。また、それぞれが感じる負担感にも相当の温度差が存在する。給与から雇用主と折半した保険料を天引きされる事業場加入者と違って、地域加入者は所得申告に基づく保険料の全額を日銭の中から現金で支払わなければならない。こうした地域加入者側の負担感が所得の過少申告や、年金制度からの事実上の離脱である納付例外者への移行を誘発しているのも事実である。

### ●問題解決への努力—年金法改正論議

上述の問題整理を踏まえると、現在の韓国国民年金を巡る課題は財政健全化、死角地帯解消、公平性回復の三つに集約される。現在これら課題への対策が各界から提案されているが、それらのうちで最大の取り組みが、国会での議論が三年目に入っている国民年金法改正案であろう。政府、与党、野党の年金法改正における主要争点での立場を整理すると表8のようになる。

政府・与党案は、現行制度の枠組みを維持しながらの財政健全化を鮮明に指向する。政府案は保険料引き上げと給付切り下げを同時に達成しようとしており、与党案でも給付切り下げが盛り込まれている。しかし、死角地帯解消や公平性の回復にはほとんど手をつけておらず、わずかに与党ウリ党の低所得老人への手当支給(年間所要額約一兆ウォン)の提案があるのみである。

一方、野党ハンナラ党は死角地帯解消と公平性の回復を前面に押し立てている。ハンナラ党案の最大の特徴は現行制度の枠

表 8 国民年金法改正案を巡る政府及び与野党の立場の差

争点	政府案	与党ウリ党案	野党ハンナラ党案
保険料負担（月所得対比）	9%（現行）から15.9%へ（2013年から2033年まで段階的に）	現行の9%を維持（2008年の財政再推計の後に再調整）	・国民年金を国家が租税で給付する基礎年金と個人が保険料を出して後に給付を受ける選択型所得比例年金に二元化 ・所得比例年金は所得の7%を保険料として負担
年金額（引退前平均所得対比、40年加入基準）	60%（現行）から55%～50%へ（2008年までに段階的に縮小）	政府案と同一 ・年金死角地帯は低所得層老人につき10万ウォンずつを「孝道（孝行）年金」として支給することで補完	・基礎年金は65歳以上の国民に引退前平均所得の20%を支給 ・所得比例年金は引退前平均所得の20%を支給
基金運用体系	・福祉部長官が基金運用及び年金管理に責任 ・基金運用委員会の常設化で専門性を強化	政府案と同一	・基金運用及び投資を政府から完全に独立させる ・政府は年金管理及び給付だけに責任

（出所）『韓国経済新聞』2005年11月28日。

韓国は年金制度が改革を必要としていることについては誰しもが認めるところであるが、成熟期を迎える年金制度改革とあつて、受益者に不利な改編とならざるを得ない。年金改革は票に直結せず、それに取り組む政界の動きも緩慢なものとなりがちである。これが国会での審議がすでに二年以上も経過している最大の理由である。また、年金問題が遠い未来のことで現実感を持って認識されていない面があるのは事実である。上述の国会特別委員会、ある議員が「三〇～四〇年後のことをなぜ今

● 妥協に向けて——段階的アプローチの採用を

現状では、政府・与党と野党の改正案は目指す方向に大きな差があり、妥協成立が容易ではない状況である。二〇〇五年一月二十九日には「党利党略を超えて国民のための年金改革案を二月までに作る」旨の対国民宣言を發出すべく国会の国民年金制度改革特別委員会が開催されたが、宣言文採択と運営委員会設置に関する案件採決という入り口の形式論で紛糾し、何も決めないまま閉会した。改正案の行方は依然不透明なままである。

現状では、政府・与党と野党の改正案は目指す方向に大きな差があり、妥協成立が容易ではない状況である。二〇〇五年一月二十九日には「党利党略を超えて国民のための年金改革案を二月までに作る」旨の対国民宣言を發出すべく国会の国民年金制度改革特別委員会が開催されたが、宣言文採択と運営委員会設置に関する案件採決という入り口の形式論で紛糾し、何も決めないまま閉会した。改正案の行方は依然不透明なままである。

組みを大きく変更する。二階建て年金制度の導入である。一階部分の基礎年金は国民を対象として国庫負担とし、二階部分の所得比例年金は選択制とした。死角地帯に対しては基礎年金支給で対応し、国民年金加入者間の公平性に対しては基礎・所得比例年金の二分割を通じて地域加入者を所得比例部分から事実上切り離すことで対応している。ただ、野党案の問題は年間一〇兆ウォン以上と想定される基礎年金の財源である。これは二二兆ウォン（二〇〇六年度当初予算）の国家予算規模からして歳出の見直し程度で捻出することは難しいと見られ、国債増発や一九七〇年代末に導入されて以来一度も引き上げられたことのない付加価値税の増税が一部で考えられている。

論議しなければならぬのか」と発言している。年金問題の重要性を最も知らなければならぬ者がそれを全く理解していないことを露呈した発言であった。必要な財源確保も容易ではない。保険料引き上げや増税には国民の抵抗が極めて強い。健全財政を売りしてきた財政局も、先進国の財政悪化の前例や次世代への負担を理由に国債増発に消極的である。

財政健全化、死角地帯解消、加入者間の公平性などが主要な課題であることについては与野党ともに認識しているが、問題なのは課題間の優先順位について合意がないことである。また、少子高齢化の進展など、予期しない人口学的変動が生じた場合に生じる年金財政悪化を、誰がどのような割合で埋めるかについても全く合意が存在していないのが現状である。

諸課題のうち、最も急がれるのが財政健全化であろう。低負担・高給付構造を放置すればするほど確実に将来の年金財政状態は悪化する。一方、今それを是正すれば基金を食い延ばすことができる。現状では受給者が多くないので、これらのグループからの財政健全化措置に伴う反発は大きくない。政府・与党案はそれ自身が財政健全化策で、大きな制度改革も伴わないために即効性があるといえる。だが、時間が許すならば年金二元化の野党案についても、財政健全化の観点から検討する価値はある。野党案の所得比例年金における所得代替率二〇%、保険料率七%は加入者にとって負担の重いものといえる。

しかし、加入者間の公平性においては地域加入者を所得比例年金から事実上切り離す野党案の方が優れているように思われる。また、少子高齢化の進展による年金財政悪化については、定期的な財政再計算によって負担・給付を調整することが先進諸国では広く行われ、韓国でも五年ごとの再計算が行われる。この際の負担調整は加入者と受給者の負担能力を正しく反映するとは限らないし、年金制度の成熟が見込まれる中で、調整のたびごとに両者のコスト分担割合を論じるのがどれだけ消耗的であるかは日本の二〇〇四年年金改革を見れば了解されるであろう。仮に必要とされるコストの一定割合を消費税など幅広い課税基礎を持つ租税で充当することとなれば、コスト分担を巡る議論に伴う消耗もそれだけ少なくて済むであろう。

## ●年金改革、やるなら今だ

二〇〇八年になると完全老齢年金の支給要件である加入二〇年を満たす者が現われ、その後同年金の受給権者は累増していく。二〇一〇年までの国民年金中期財政展望によれば、同年までに約一万人の完全老齢年金受給者が出現するという。年金を将来消費に組みこんでしまった受給者は、制度改革にともなって消費を削減する可能性が大きく、大量の完全老齢年金受給者の存在の下での制度改革は、マクロ経済へのダメージも少なくないことが予想される。また、年金制度改革を長期間たなざらしにしておくことは、制度の先行きに関する不確実性を増す結果となり、成長をさらに鈍化させかねない。政治的にも受給者の抵抗が最も頑強で、こうした人たちが少ない、制度成熟前の今を逃すと改革はしだいに難しくなる。

これまでの検討を総合してみれば、当面は現行制度の下で負担増・給付減を断行して年金財政健全化を図り、将来的には年金二元化を通じた死角地帯解消や加入者間の公平性担保を模索する方向を定めるのがよからう。また、特殊職域年金との一本化も組上へ上げておくべきかも知れない。少子高齢化が進行し

ている韓国の現状に鑑み、年金財政の再計算で生じる追加的負担の一定割合を付加価値税増税によってファイナンスすることも、あらかじめ定めておけばよいのではないだろうか。負担・給付の調整方法を定めておくことには将来の不確実性を減らすという利点もある。いずれにしても、わが隣人たちがより良い将来の生活のために賢明な選択を行うことを願ってやまない。

(おくだ さとる／アジア経済研究所地域研究センター)

《参考文献》(特記なき限り韓国語文献)

- ① 奥田聡編『経済危機後の韓国―成熟期に向けての経済・社会的課題』アジア経済研究所調査研究報告書、二〇〇五年三月(日本語)。
- ② 金淵明・金教誠「韓国の年金改革―社会連帯と財政不安の葛藤」新川敏光／ジュリアーノ・ボノーリ編著(新川監訳)『年金改革の比較政治学―経路依存性と非難回避』ミネルヴァ書房、二〇〇四年(日本語)。
- ③ 国民年金管理公団『二〇〇四年国民年金統計年報』二〇〇五年。
- ④ 国民年金研究院『年金フォーラム』一八号、二〇〇五年六月。
- ⑤ ムン・ヒョンピョ他『人口高齢化と巨視経済』韓国開発研究院、二〇〇四年。
- ⑥ 朴星民他『国民年金中期財政展望(二〇〇六―二〇一〇)』二〇〇五年。
- ⑦ チェ・ギョンス他編『人口構造高齢化の経済的影響と対応課題(Ⅰ)』韓国開発研究院、二〇〇三年。
- ⑧ 韓国開発研究院『企業競争力提高のための社会保障制度の改善方案』二〇〇四年。